

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和4年8月5日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和4年8月5日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

LCワールド本巢

本巢市政田字上市場1398 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社LCリアルマネジメント

代表取締役 本田 晃康

東京都港区赤坂一丁目12番32号

大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀 昭司

岡山県倉敷市堀南704番地5

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

株式会社ワークマン

代表取締役 小濱 英之

群馬県伊勢崎市柴町1732番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
駐輪場の位置及び収容台数	178台	40台
荷さばき施設の位置及び面積	516m ²	458m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	26.9m ³ ※位置変更のみ	26.9m ³ ※位置変更のみ

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	6:00~22:00	6:00~22:00 一部24時間

4 届出年月日

令和4年7月29日